

MTEPトピックス —2020年度の主な相談について—

広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP：エムテップ）では、製品輸出を検討されている皆さまのご相談や課題に応じて、国際規格・海外規格の相談対応や情報提供などの技術支援を行っています。ここでは、2020年度にMTEPで対応した主な相談をご紹介します。

*1 医療機器規則
(MDR: Medical Device Regulation)
[規則 (EU) 2017/745]

*2 個人用保護具規則
(PPER: Personal Protective Equipment Regulation)
[規則 (EU) 2016/425]

*3 一般製品安全指令
(GPSD: General Product Safety Directive)
[指令 2001/95/EC]

*4 VOC
(Volatile Organic Compounds)
塗料や接着剤、インクなどに含まれている揮発性有機化合物（大気中で気体状となる有機化合物）の総称。VOCは浮遊粒子状物質および光化学オキシダントの原因の一つであり、日本では大気汚染予防法で規制されている。

*5 POPs 条約
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。

*6 化審法
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律。

マスクの輸出に伴う規制について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行により、マスクの輸出に関する多くのお問い合わせをいただきました。例えば、EU向けにマスクを輸出する場合は、下記に示す規則または指令に適合する必要がある、マスクの機能や用途、使用対象者によって適用する規則または指令が異なります。

- ①医療用サージカルマスク
→ 医療機器規則(MDR) *1
- ②ガスや粉じん等からの保護機能を有するマスク
→ 個人用保護具規則(PPER) *2
- ※MDRとPPERはCEマーキングによる適合宣言の対象です。
- ③一般的なフェイスマスク(上記に該当しないもの)
→ 一般製品安全指令(GPSD) *3

中国VOC*4規制への対応について

中国では、2020年12月よりVOC規制が開始されました。これにより、塗料・接着剤・洗浄剤・インクについて、VOC含有上限などを定めた国家強制標準規格(GB規格)への適用が義務付けられました。ここでは、中国VOC規制に関する相談例をご紹介します。

Q:中国製塗料を使用した塗装品を中国に輸出する場合、その製品は規制対象になりますか？

A:塗料が中国製かどうかにかかわらず、それを用いて中国以外の国で塗装した製品は

規制の対象にはなりません。中国VOC規制は中国国内の大気汚染防止を目的とした法律だからです。

MTEPでは、中国VOC規制に関するFAQを作成しており、下記のウェブサイトでご覧いただけます。

ペルフルオロオクタン酸(PFOA)の規制について

PFOAは、界面活性剤などに使用される有機フッ素系化合物の一種であり、2019年のPOPs条約*5の締約国会議(COP9)で、POPs条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。これに伴い、締約国は国内法の改正を進めています。欧州においては、PFOAがPOPs規則の附属書Iに追加され、2020年7月4日より適用が開始されました。なお、日本では化審法*6の第一種特定化学物質に指定されることになっています(2022年3月以降の予定)。下記のMTEPウェブサイトでPFOAに関するFAQを解説しています。

MTEPウェブサイトのご紹介 「海外規格のよくある質問(FAQ)」

輸出製品に関連する用語の略語解説や海外規格のよくある質問(FAQ)を掲載しています。ぜひご活用ください。
<https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/faq-index.html>



新規専門相談員のご紹介

MTEPでは、さまざまな技術分野に精通した17名の専門相談員が在籍しており、製品を輸出する際に必要な規格への対応などの相談に応じています。2020年10月より、海外化学物質規制(RoHS指令など)に精通した中山専門相談員が加わりました。

なかやま まさあき
中山 政明 氏

- ・日本電気(株)勤務を経て、技術士事務所を開設
- ・(一社)東京環境経営研究所や(一社)東京都中小企業診断士協会に所属し、中小企業の経営課題の解決支援を実施



お問い合わせ

国際化推進室
輸出製品技術支援センター(MTEP)〈本部〉
TEL 03-5530-2126